

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

第13回秋田市都市緑化推進専門部会

議事要旨

日時：平成20年9月3日(水)
午前10時30分～午前11時45分

場所：秋田市文化会館5階
第5会議室

第13回秋田市都市緑化推進専門部会における主な意見等

・議事(1) 秋田市都市緑化の推進に関する基本方針の変更

に関する調査および審議について

- 議事資料1~3

都市緑化推進基本方針の変更について

- 議事補足資料1~5

都市緑化推進計画の見直しについて

説明 事務局

部会長：まずは 都市緑化推進基本方針についてご質問、ご意見ございますか。

(意見、質問等なし)

部会長：特にご質問、ご意見等が無いようですので、都市緑化推進基本方針の変更案については、平成20年3月策定した秋田市緑の基本計画を新たな都市緑化推進基本方針とみなすものとする事でよろしいでしょうか。

各委員：異議なし

部会長： については、原案どおり決定します。

次に、 都市緑化推進計画の見直しについて、ご質問、ご意見等ございますか。

(意見、質問等なし)

部会長：特にご質問、ご意見等が無いようですので、見直し案や今後のスケジュールについて、事務局の案のとおり進めることといたします。

・議事（２）保存樹制度の見直しについて

- 議事資料４

説明 事務局

- A 委員：議事資料４ - １で、秋田市の保存樹の指定本数が約２千本と全国でもトップクラスとなっております。また、議事資料４ - ２保存樹指定の現状のところ、近年は指定解除の要望が多いとありますが、その理由は何ですか。
- 事務局：この件については、まず樹木の老朽化があります。課題にあるとおり、この制度が始まって30年ほど経っており、指定当時の方が亡くなって世代が変わっているケースや、大木を自分で管理していくためには剪定等高額な費用がかかってしまうということがあり、指定よりも解除についての相談を多く受けています。
- 部会長：議事資料４ - １の今後のスケジュールで、判断材料として、現況調査、所有者の意向調査が重要という理解でよいか。
指定解除で私も現場に行ったことがあるが、世代が変わった娘さんに、玄関のけやきが大きくなってしまっていて住んでいる家がひび割れたとか、玄関の戸が建て付けが悪くなったなど言われたことがある。やはり世代が変わるとむずかしい。
議事資料４ - ２の残された課題の支援策の持続可能性の配慮とはどういう意味ですか。
- 事務局：持続可能性の配慮というのは、秋田市の財政状況がかなり厳しいため、指定されている方々に金銭面での補助はむずかしいことから、例えば募金や基金を作るなどの施策を実施することで、それを持続していく可能性があるかどうかということです。
- 部会長：保存樹は約２千本ということで、これは全国でトップクラスということで誇っていい数字ですが、見直しが必要な段階になってきていることは皆さんお認めになられていると思いますので、来年の３月までの重要課題の一つということでもよろしくをお願いします。
- B 委員：議事資料４ - ２の保存樹の関係の残された課題の中で、指定解除の申し出の関係なんですが、資格要件を所有者とか占有者とかに限定するには条例の改正が必要であるということですが、なぜ条例の改正が必要であるか説明をお願いします。
- 事務局：秋田市の都市緑化の推進に関する条例の第３章に保存樹の指定等があります。その第９条の中で市長は保存樹を指定することができるということと、市長は保存樹を指定しようとする時はあらかじめ審議会と所有者の権限に基づく占有者の意見を聞かなければならないとあります。この件については、解除についても準用するという取り決めしか

ありません。解除の申し出者を誰にするか、これでは取り決められていません。申し出者を所有者だけとすれば、この条例のなかに所有者が申請をすることができる追加する必要があります。

部会長：指定解除の申し出者の資格は、所有者あるいは占有者に限定するという意見に煮詰まってきたら条例の改正をするということによいか。

事務局：第11回専門部会の時もそのような話が出ていました。

周辺の誰からでも解除の申し出がある時、それを受けるとなれば煩雑^{はんざつ}であるし、専門部会も頻繁に行わなければならない。それはおかしいではないかということでありましたが、申し出者が周辺であったとしても、当然所有者から意見を聞かなければなりません。ただ、その申し出があって所有者から意見を聞きますが、前段において秋田市としては解除の申請に結びつくかどうか調査の必要があります。

例えば、枝を切るだけで済むことであれば、解除の申請は必要ではないと思っています。ただそれが、根こそぎ切らなければならない事態まで陥っているのであれば、その状況等を調査し、審議会に諮るということになります。

あえてこのことを明記していないのは、保存樹制度そのものは、緑化を進め市民の共有財産として守り育てていくことが大前提となっているからであります。誰でも申し出が出来るのは緑化の推進が目的で条例が出来たものであるから、改めてそれを明確にする必要性はないのかなとも思います。委員の皆様の意見をよく分析しながら、事務局として改めて提案し、委員の皆様の意見が違う方向に行くとするれば、その時点で方向性を定めなければなりません。

C 委員：指定の申し出者は、所有者とか占有者ではなくて、近所の人でもよいか。市民が他人の家の樹木であっても、この樹木はいい樹木で指定したいと申し出が出来る。それが解除の時も同じ条件という意味合いなので、市のほうでどれくらいフォローしていくかということが一つの問題である。

事務局：申し出は誰でも出来ます。ただ所有者の意見を聞かなければなりません。その段階で調査をして、市が審議会に諮問したらよいかどうか判断したい。

部会長：残された課題ということで慎重に考えなければならない。

事務局：例えば周辺の方から解除の申し出があった時に、それを受け付けないで、何らかの事故があった場合、市が責任を負わなければならないことに成りかねませんので慎重にいきたい。

部会長：保存樹制度の見直しについては、引き続き意見などについて電話、メール、FAXなどで事務局まで随時お願いします。制度の見直しの方向

性について取りまとめるのは、来年の3月までです。これについては、市民からの意見は聞くのですか。

事務局：所有者の意向調査が主になりますので、市民からの意見は考えていません。

部会長：皆さんの意見を事務局までお願いします。

この件についてまだ何かありますか。なければ、本日の議事については、これで終わります。

次にその他として、事務局から報告事項について説明をお願いします。

・その他 報告事項について
説明 事務局

- 報告資料
- 参考資料

部 会 長：緑のまちづくり活動支援基金への応募状況と庁内の緑化施策一覧表について説明がありましたが、緑化に関して7億円というのは金額が大きいですね。

事 務 局：秋田市全体の各部局の事業を拾い出して、約7億円となっています。

B 委 員：緑のまちづくり活動支援基金のハード部門の応募はもっと出ると思っていました。ハード部門は今のところ、応募は何件ありますか。

事 務 局：お配りした応募状況については、ソフト部門の応募状況であります。ハード部門については、9月1日から9月10日までが応募期間でありまして、これから受付となります。

B 委 員：支援制度の花苗交付について、152団体のおおよその内訳は把握していますか。

事 務 局：把握はしていますが、今日は分類の資料を持ってきていないので、あとで報告します。

部 会 長：9月30日の公開審査会の関係ですが、何件くらいを想定していますか。

事 務 局：8月1日から8月20日までハード部門の事前相談会を開催しています。事前相談会の相談件数は5件ありましたので、この5件と想定しています。

部 会 長：ソフト部門の事前相談会はどうでしたか。

事 務 局：ソフト部門は6月1日から募集をしておりますが、事前相談会というかたちでは今年度はやっております。

A 委 員：子供会とか町内会で花壇を作る場合、自分たちで花苗を植えることができる点では、この基金は効果があった。ハード部門とソフト部門と2つありますが、報告資料の泉環境ボランティアのハミングロードは、ソフト部門の応募となっているのに対して、オープンガーデンがハード部門となっておりますが、泉ハミングロードとは考え方が別なんですか。

事 務 局：ソフト部門というのは、工事を伴わないで、花苗を現在ある花壇などに植栽する場合などをソフト部門としています。ハード部門というのは、まだ花壇はないけれども、ブロックなどで囲い、土を入れ替えたりして花壇を作る場合や、^{あずまや}四阿を造って周辺を緑化するケースをハード部門としています。

泉ハミングロードは既に花壇がある場所であり、そこに周辺の方々が花苗を植える場合ですので、ソフト部門として助成したものであります。オープンガーデンは、個人の庭を周辺の方々が入れるようにした

り、ベンチを置いたりする工事をする場合に助成することになり、工事を伴いますのでハード部門であります。

A 委員：今、子供会、町内会の花壇がありますが、ブロックとかで縁取りをする場合は、ハード部門に申し込み出来ますか。

事務局：対象となります。ご相談をお待ちしています。

A 委員：花いっぱいコンクールの審査員をしているが、縁取りをしていない箇所が結構あるのでお聞きしたものです。

事務局：公園の中のことについては、工事を伴う場合、事前に公園課にご相談してから進めていただきたい。

部会長：他にご質問、ご意見が無いようですので、これをもちまして本日の審議は終了とします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

以上